

バーゼル委員会：気候関連金融リスク管理に関する諸原則（市中協議文書）を公表

バーゼル銀行監督委員会は、気候関連金融リスク管理に関する諸原則を可能な限り早く実施することを求めている。わが国においても、気候関連金融リスク管理に関する監督指針が公表される日も近いと考える。

バーゼル銀行監督委員会（以下、バーゼル委員会）は、2021年11月16日に「気候関連金融リスクの実効的な管理と監督のための諸原則」市中協議文書（以下、諸原則）を公表した¹⁾。諸原則公表の目的は、大きく2つある。第1に、銀行の気候関連金融リスク管理実務の改善である。第2に、国際的に活動する銀行及び監督当局のための基準の提供である。なかでもシナリオ分析に関する原則は、大手銀行への適用を前提として草稿された。ただし、諸原則自体は、中小銀行へ適用するための配慮がなされている。

諸原則公表に至る経緯

バーゼル委員会は、2020年2月に気候関連金融リスクへの規制・監督上の対応を検討するための作業部会²⁾を設置した。その最終目標の1つは、バーゼルの枠組みの中で気候関連金融リスクを管理・監督するための実務を策定することにあった。

この目標を達成するために、作業部会は20年4月に、気候関連金融リスクに関する規制と監督の現状に関する調査報告書³⁾を公表した。更に翌21年4月には、気候関連金融リスクがどのように発生し、銀行及び銀行システムに影響を及ぼすかに関する分析結果⁴⁾と当該リスクの計測における課題と銀行及び各国当局の計測実務の現状に関する報告書⁵⁾を公表した。

こうした活動成果を踏まえ、今般、気候関連金融リスクの管理と監督に関する指針である諸原則を公表するに至ったのである。なお、バーゼル委員会は現在、当該リスクについて規制及び開示に関する対応について検討を進めている。

諸原則が銀行経営に与える影響

諸原則は、18の原則から成る。うち12は、銀行の気候関連金融リスク管理に関する原則である。これは、「コーポレートガバナンス」、「内部管理フレームワーク」、「資本及び流動性の十分性」、「リスク管理プロセス」、「マネジメントモニタリングとレポートイング」、「包括的な信用リスク管理」、「包括的な市場、流動性、オペレーショナル及びその他のリスク管理」、「シナリオ分析」という8分野から成る。残りは、監督当局に対する原則である。これは、「銀行に対する健全性規制と監督要件」と「監督当局の責任、権限及び機能」の2分野からなる。

今般公表された諸原則が銀行経営及びリスク管理にどのような影響を与えるのか、重要と考えるポイントを次に整理した。

第1に、気候関連金融リスクは、すべての銀行が管理すべきリスクであることを明確にしたことである。銀行は規模、複雑さやビジネスモデルにかかわらず、気候関連金融リスクに潜在的に晒されている。こうした見地からすべての銀行は、当該関連リスクを特定、計測、評価、モニタリング、報告するための枠組みを構築する必要があるとされた。

第2に、銀行は、現行の資本及び流動性十分性評価プロセス（第2の柱）において、気候関連金融リスクの影響を考慮しなければならない（原則5）。当初は、気候関連金融リスクを自己資本比率規制の第1の柱に含めるという議論もあったが、第2の柱に含めることで決着した。これは様々な伝播経路を通じ、金融リスクとして顕

NOTE

- 1) コメント期限は、2022年2月16日。
- 2) a high-level Task Force on Climate-related Financial Risk (TCFR)。
- 3) 「気候関連金融リスク：現在の取組みに関する調査 (Climate-related financial risks: a survey on current initiatives)」
- 4) 「気候関連金融リスクの波及経路：Climate-related risk drivers and their transmission channels」
- 5) 「気候関連金融リスクの計測手法：Climate-related financial risks – measurement methodologies」
- 6) ストレステストを含む。
- 7) Prudential Regulation Authority、イングランド銀行の一組織であり、銀行、建築組合、保険会社など約1,500の金融機関の健全性規制と監督の責任を有する。
- 8) 起こり得る連続性のある気候関連イベントの内容とその影響の大きさを想定し、それらへの対応を一通り検討すること。

在化するという気候関連金融リスクの性質や、当該リスクを計測するための方法論が確立されておらず、データもまだ不十分であることに配慮したものと思われる。

第3に、気候関連金融リスクを特定、計測、評価、モニタリング、報告するために、当該リスクをリスク・アパタイトフレームワーク（以下、RAF）の中で明確に定義し、管理することである（原則6）。これには、管理に必要な定性的な基準あるいは定量指標を設定することも含まれる。わが国では、未だRAF導入に消極的な銀行も多い。また既にRAFを導入した銀行においても、リスク・アパタイトが組織のあらゆる意思決定や役職員の行動の基準となるまでには浸透していない。しかし、諸原則からは、海外では、RAFが経営・リスク管理の中核的なフレームワークとして定着している様子をうかがい知ることができる。RAFには様々な活用方法があるが、海外では、この数年間に長期戦略の執行を導くツールとしてのRAFの有用性が強く認識されるようになっている。この点は、時間をかけて戦略やビジネスモデルを変えていくという気候変動対応との親和性が高い。気候関連金融リスクへの対応は、RAFに長期的な視点を取り込む良い機会になると考える。

第4に、気候関連金融リスクについての管理に必要なデータやシステムインフラを整備することである（原則7）。海外では、バーゼル2実施以降、グループのバランスシートの少なくとも8割にあたるリスクデータを自動集計することを求める国も少なくない。これは、規制報告や経営報告における計算間違いを回避するだけでなく、分析などより付加価値の高い仕事に人的資源を投入するためでもある。

第5に、顧客や取引先の脱炭素社会へ向けた移行戦略

やリスクプロファイルをより深く理解するために、積極的に顧客等に関与（エンゲージメント）する必要がある（原則7）。顧客エンゲージメント強化は、銀行の気候関連リスクエクスポージャーの削減だけでなく、顧客の脱炭素社会への移行を金融面から支援することによる収益機会の拡大や顧客満足度の向上にもつながる。わが国の金融業界では、気候変動関連財務情報開示タスクフォースの勧告への取り組みが先行しているが、海外では、信用ポートフォリオの排出量の計測は、開示ではなく、顧客エンゲージメントを目的としたものであった。何のためのリスク計測なのか、その目的をあらためて確認する必要がある。

最後に、大手銀行は、シナリオ分析⁶⁾を活用し、気候関連リスクに対するビジネスモデルや戦略の強靱性を評価する必要がある（原則12）。なお、中小銀行にも、その規模やビジネスモデルに合った分析をすることが求められている。中小銀行にとっては、英国健全性監督機構⁷⁾が推奨するウォーク・スルー（Walk-through）シナリオ⁸⁾が1つの参考かつ出発点となろう。

なお、金融庁・日本銀行は、12月20日に諸原則に関する説明資料をウェブサイトに掲載した。気候関連金融リスクの重要性に鑑み、バーゼル委員会は、可能な限り早く諸原則を実施することを求めている。わが国においても、気候関連金融リスク管理に関する監督指針が公表される日も近いと考える。

Writer's Profile



川橋 仁美 Hitomi Kawahashi
金融デジタルビジネスリサーチ部
上級研究員
専門は内外金融機関経営、ALM、リスク管理
focus@nri.co.jp